

# 【申請手数料（令和7年10月1日改定）】

(株) 建築検査機構

## ◎確認検査手数料

床面積の合計		確認申請	中間検査	完了検査	
				中間なし	中間あり
30m <sup>2</sup> 以内のもの	特例あり	9,000	-	14,000	-
	特例なし	20,000	20,000	18,000	17,000
100m <sup>2</sup> 以内のもの	特例あり	15,000	15,000	17,000	16,000
	特例なし	40,000	25,000	28,000	27,000
100m <sup>2</sup> を超え、 200m <sup>2</sup> 以内のもの	特例あり	20,000	22,000	23,000	22,000
	特例なし	40,000	25,000	28,000	27,000
200m <sup>2</sup> を超え、 500m <sup>2</sup> 以内のもの	特例あり	35,000	30,000	35,000	34,000
	特例なし	60,000	40,000	40,000	39,000
500m <sup>2</sup> を超え、 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	特例あり	60,000	-	60,000	-
工作物：1つの工作物につき		24,000	-	15,000	-
建築設備：1つの昇降機につき		25,000	-	15,000	-

※建築基準法第6条第1項第1号（特殊建築物）、第2号建築物（階数2以上又は延べ面積200m<sup>2</sup>超）、第3号建築物（階数1かつ延べ面積200m<sup>2</sup>以下）

※確認審査の第1号建築物手数料について、診療所等、令第130条の3、第3・4号を含む。

«構造計算の審査のある場合は上表の金額に次の金額が加算»（工作物建築設備を除く）

◎構造計算書の審査がある場合は、下記の料金を加算する。（構造計算1件につき）

- ①木造で1階以下：30,000円（部分計算含む） ②木造で2階以上：50,000円 ③木造以外：50,000円  
④構造計算適合判定が必要な建築物：20,000円

●壁量計算書及び仕口計算書の再審査の場合：6,000円加算とする。

●法改正による構造関係規定等の審査（追加説明書）が必要な場合、上表の金額を加算とする。（中間検査・完了検査時）

●階数2以上又は延べ面積200m<sup>2</sup>超の枠組壁工法（仕様規定）の場合：20,000円加算とする。

●既存不適格の確認申請については、16,000円加算とする。

●既存建築物へ遡及適用のある建築物の申請については、遡及適用面積の1/2を床面積とする。

●天空率を適用する建築物については、30,000円が加算される。

●計画変更の場合は、計画に係る部分の床面積の1/2の手数料とする。

●工作物：擁壁については、1申請に2件以上の構造計算がある場合は1件を超える毎に1件につき、5,000円加算する。

●建築設備の変更：9,000円、工作物の変更：18,000円とする。

※当社より中間検査合格証が交付された場合の完了検査手数料は、上記のとおり減額する。

※遠隔地の検査手数料については別途手数料19,000円が加算される。

## ◎建築物省エネ法 確認併用申請（仕様基準）手数料の加算

床面積 (建築物エネルギー消費性能適合判定を要した部分)		確認申請（仕様基準）
建築物	一戸建ての住宅	15,000
	長屋・共同住宅2～4戸	30,000
	長屋・共同住宅5～9戸	36,000
	長屋・共同住宅10戸以上	58,000

※完了検査申請時に建築物省エネ法（仕様基準）審査が必要の場合、上表の金額を加算とする。（仕様基準のみ）

## ◎建築物省エネ法における完了検査手数料の加算

床面積 (建築物エネルギー消費性能適合判定を要した部分)		省エネ法	
建築物	仕様基準	性能基準	
	30m <sup>2</sup> 以内のもの	4,000	9,000
	100m <sup>2</sup> 以内のもの	5,000	10,000
	100m <sup>2</sup> を超え、200m <sup>2</sup> 以内のもの	6,000	12,000
	200m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以内のもの	11,000	22,000

●建築物省エネ法における計画変更及び軽微な変更がある場合、算出される料金の1/2の額。（仕様基準のみ）

●同時に2件以上の検査を申請する場合で、建築主、代理人、設計者又は施工者のいずれかが同一人であり、かつ該当建築物の距離が500m以内の場合に申請1件につき1,000円減額する。

●瑕疵担保責任保険の基礎配筋及び躯体検査を当社で実施の場合：中間検査手数料2,000円減額する。